

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年11月10日
【四半期会計期間】	第165期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
【会社名】	天龍製鋸株式会社
【英訳名】	Tenryu Saw Mfg. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 藤 晋 吉
【本店の所在の場所】	静岡県袋井市浅羽3711番地
【電話番号】	0538-23-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 堀 内 敏 晴
【最寄りの連絡場所】	静岡県袋井市浅羽3711番地
【電話番号】	0538-23-6111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 堀 内 敏 晴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第164期 第 2 四半期 連結累計期間	第165期 第 2 四半期 連結累計期間	第164期
会計期間	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成28年 9 月30日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日	自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日
売上高 (千円)	4, 889, 429	5, 519, 006	9, 946, 994
経常利益 (千円)	574, 992	1, 002, 787	1, 280, 835
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	368, 592	717, 765	819, 616
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△425, 927	1, 139, 935	851, 482
純資産額 (千円)	22, 978, 943	25, 126, 167	24, 256, 353
総資産額 (千円)	25, 296, 100	27, 997, 121	26, 789, 690
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	79. 19	154. 21	176. 09
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	90. 8	89. 7	90. 5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	846, 030	1, 354, 604	892, 450
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	113, 450	△459, 199	△220, 127
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△264, 437	△271, 019	△270, 840
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	4, 498, 722	4, 985, 036	4, 369, 645

回次	第164期 第 2 四半期 連結会計期間	第165期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年 7 月 1 日 至 平成28年 9 月30日	自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	49. 87	81. 97

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間における世界経済は、米国では大型ハリケーンの影響が懸念されるものの、雇用・所得環境の改善などにも支えられ回復基調が継続しております。欧州でも個人消費・設備投資とも堅調に推移し、緩やかな成長が持続しております。中国では政府による景気対策などにより安定した経済成長が続いており、新興国では持ち直しの動きが見られます。

わが国経済は、海外経済の改善により輸出が増加し、鉱工業生産や設備投資も緩やかな回復基調が継続しております。

当社グループにおいては、国内外市場で総じて販売が堅調に推移したため、当第2四半期連結累計期間における売上高は5,519百万円（前年同四半期比12.9%増）となりました。利益面では、営業利益827百万円（前年同四半期比33.3%増）、為替の影響などにより経常利益1,002百万円（前年同四半期比74.4%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益717百万円（前年同四半期比94.7%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

① 日本

海外向け金属用チップソー及び住宅資材用チップソーが堅調に推移したことにより、売上高は4,695百万円（前年同四半期比13.3%増）、セグメント利益（営業利益）は416百万円（前年同四半期比43.5%増）となりました。

② アジア

金属用チップソーなどの販売が堅調に推移し、売上高は2,202百万円（前年同四半期比16.2%増）、生産性の向上などによりセグメント利益（営業利益）は252百万円（前年同四半期比32.3%増）となりました。

③ アメリカ

住宅資材用チップソー・金属用チップソーの販売が好調に推移したことにより、売上高は896百万円（前年同四半期比31.1%増）、セグメント利益（営業利益）は109百万円（前年同四半期比29.2%増）となりました。

④ ヨーロッパ

金属用チップソーの販売が堅調に推移しましたが、価格競争の激化もあり、売上高は363百万円（前年同四半期比19.9%増）、セグメント利益（営業利益）は29百万円（前年同四半期比2.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、4,985百万円（前年同四半期比10.8%増）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、税金等調整前四半期純利益の計上等により、1,354百万円（前年同四半期は846百万円の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、有価証券の売却及び償還による収入等があったものの、有形固定資産の取得による支出や投資有価証券の取得による支出等により、459百万円（前年同四半期は113百万円の増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、配当金の支払等により、271百万円（前年同四半期は264百万円の減少）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取り組みを行っております。中国及びアメリカに加え、ヨーロッパ、タイ、インド等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用新型設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、海外生産拠点として中国、タイに工場を有し、顧客ニーズに対応する生産能力、国際競争力の強化を目指してまいります。新興国市場に向けたエリア別・用途別・価格別・寸法別等に体系化された戦略的製品の開発を行い、営業力の強化に取り組んでまいります。

また、グループ会社間の連携による効率的な生産体制の構築、物流効率化による配送コスト削減、原材料の最適化などコスト低減と更なる経費節減に取り組み、安定した収益確保を目指してまいります。

当社はこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、継続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項の一つとして認識しており、強固なコーポレート・ガバナンスの構築により企業の効率性・透明性を充実させ、株主をはじめとするステークホルダーに対する公正な経営を目指し、独立性のある社外取締役を選任して透明性のある経営を実現するとともに、独立性のある社外監査役2名を含む監査役会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

(a) 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成28年6月28日開催の当社第163期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

④ 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第163期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び株主総会決議によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 当社は、平成25年6月11日開催の当社取締役会及び同年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が平成28年6月28日開催の当社第163期事業年度に係る定時株主総会終結の時までとされていたことから、平成28年5月12日開催の当社取締役会及び平成28年6月28日開催の当社第163期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき、旧プランを更新しております。上記は、更新後のプランの内容の概要並びに具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由を記載しております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は9百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22, 295, 268
計	22, 295, 268

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5, 573, 817	5, 573, 817	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数は100株 であります。
計	5, 573, 817	5, 573, 817	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年7月1日～ 平成29年9月30日	—	5, 573, 817	—	581, 335	—	552, 747

(6) 【大株主の状況】

平成29年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
天龍製鋸社員持株会	静岡県袋井市浅羽3711番地	364	6.54
株式会社静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地	227	4.08
長谷川 任 璋	静岡県浜松市中区	128	2.31
鈴 木 寛 善	静岡県磐田市	124	2.22
遠州鉄道株式会社	静岡県浜松市中区旭町12番地の1	119	2.14
高 村 博 昭	大阪府吹田市	94	1.69
川 島 昭 治	静岡県浜松市北区	91	1.63
A I U損害保険株式会社一般勘 定口	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	90	1.62
鈴 木 良 策	静岡県磐田市	87	1.56
株式会社遠鉄トラベル	静岡県浜松市中区旭町12番地の1	80	1.44
計	—	1,406	25.23

(注) 上記のほか当社所有の自己株式919千株(16.49%)があります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 919,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,643,100	46,431	—
単元未満株式	普通株式 11,517	—	—
発行済株式総数	5,573,817	—	—
総株主の議決権	—	46,431	—

② 【自己株式等】

平成29年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 天龍製鋸株式会社	静岡県袋井市浅羽 3711番地	919,200	—	919,200	16.49
計	—	919,200	—	919,200	16.49

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年7月1日から平成29年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ときわ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,618,645	4,927,286
受取手形及び売掛金	2,415,672	※ 2,609,609
有価証券	1,400,526	1,301,149
商品及び製品	1,632,849	1,639,264
仕掛品	457,639	517,841
原材料及び貯蔵品	987,487	949,948
その他	1,045,587	505,943
貸倒引当金	△5,163	△7,227
流動資産合計	12,553,244	12,443,815
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,404,825	1,365,561
機械装置及び運搬具（純額）	2,369,906	2,260,960
土地	2,477,444	2,477,300
その他（純額）	589,840	955,398
有形固定資産合計	6,842,017	7,059,221
無形固定資産	225,956	237,314
投資その他の資産		
投資有価証券	6,712,995	7,820,136
その他	471,970	453,127
貸倒引当金	△16,494	△16,493
投資その他の資産合計	7,168,471	8,256,770
固定資産合計	14,236,445	15,553,306
資産合計	26,789,690	27,997,121

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年 3 月31 日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成29年 9 月30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	475, 534	475, 102
未払法人税等	162, 816	220, 398
賞与引当金	133, 607	172, 596
その他	462, 230	518, 904
流動負債合計	1, 234, 188	1, 387, 003
固定負債		
繰延税金負債	1, 075, 934	1, 284, 900
退職給付に係る負債	195, 586	175, 289
その他	27, 627	23, 761
固定負債合計	1, 299, 148	1, 483, 950
負債合計	2, 533, 337	2, 870, 954
純資産の部		
株主資本		
資本金	581, 335	581, 335
資本剰余金	552, 747	552, 747
利益剰余金	22, 518, 684	22, 966, 481
自己株式	△1, 899, 487	△1, 899, 639
株主資本合計	21, 753, 278	22, 200, 924
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1, 647, 897	2, 135, 996
為替換算調整勘定	843, 750	779, 924
退職給付に係る調整累計額	11, 426	9, 322
その他の包括利益累計額合計	2, 503, 074	2, 925, 243
純資産合計	24, 256, 353	25, 126, 167
負債純資産合計	26, 789, 690	27, 997, 121

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	4,889,429	5,519,006
売上原価	3,086,483	3,464,253
売上総利益	1,802,946	2,054,753
販売費及び一般管理費	※ 1,181,930	※ 1,227,059
営業利益	621,016	827,694
営業外収益		
受取利息	7,966	4,814
受取配当金	63,143	58,540
為替差益	—	71,602
その他	4,747	40,749
営業外収益合計	75,857	175,706
営業外費用		
支払利息	967	551
為替差損	120,729	—
その他	185	62
営業外費用合計	121,881	613
経常利益	574,992	1,002,787
特別利益		
固定資産売却益	553	—
特別利益合計	553	—
特別損失		
固定資産除却損	2,531	408
特別損失合計	2,531	408
税金等調整前四半期純利益	573,014	1,002,379
法人税、住民税及び事業税	190,336	281,327
法人税等調整額	14,084	3,285
法人税等合計	204,421	284,613
四半期純利益	368,592	717,765
非支配株主に帰属する四半期純利益	—	—
親会社株主に帰属する四半期純利益	368,592	717,765

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
四半期純利益	368,592	717,765
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△19,505	488,099
繰延ヘッジ損益	3,000	—
為替換算調整勘定	△785,137	△63,826
退職給付に係る調整額	7,122	△2,103
その他の包括利益合計	△794,520	422,169
四半期包括利益	△425,927	1,139,935
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△425,927	1,139,935
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	573,014	1,002,379
減価償却費	278,975	290,850
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△9,832	△23,302
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	57	1,947
賞与引当金の増減額 (△は減少)	27,098	38,784
受取利息及び受取配当金	△71,109	△63,355
為替差損益 (△は益)	42,305	△9,272
有形固定資産売却損益 (△は益)	△553	—
有形固定資産除却損	2,531	408
たな卸資産の増減額 (△は増加)	148,829	△49,941
売上債権の増減額 (△は増加)	117,738	△196,986
仕入債務の増減額 (△は減少)	△101,950	△7,126
その他の資産の増減額 (△は増加)	△78,013	548,349
その他の負債の増減額 (△は減少)	56,173	38,668
その他	967	551
小計	986,231	1,571,957
法人税等の支払額	△140,201	△217,352
営業活動によるキャッシュ・フロー	846,030	1,354,604
投資活動によるキャッシュ・フロー		
利息及び配当金の受取額	75,104	69,103
有価証券の売却及び償還による収入	400,000	500,000
有形固定資産の取得による支出	△260,189	△481,456
有形固定資産の売却による収入	2,178	—
無形固定資産の取得による支出	△112,829	△38,244
投資有価証券の取得による支出	△20,605	△523,025
貸付けによる支出	△8,350	—
貸付金の回収による収入	7,719	3,992
その他	30,423	10,431
投資活動によるキャッシュ・フロー	113,450	△459,199
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△255,098	△265,889
リース債務の返済による支出	△8,372	△4,426
自己株式の取得による支出	—	△152
その他	△967	△551
財務活動によるキャッシュ・フロー	△264,437	△271,019
現金及び現金同等物に係る換算差額	△188,232	△8,994
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	506,810	615,390
現金及び現金同等物の期首残高	3,991,912	4,369,645
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 4,498,722	※ 4,985,036

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年9月30日)
受取手形	—	41,126千円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
給料及び手当	336,384千円	346,132千円
賞与引当金繰入額	83,720千円	75,635千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金	5,126,142千円	4,927,286千円
有価証券	2,005,599千円	1,301,149千円
計	7,131,741千円	6,228,435千円
預入期間が3か月超の定期預金	△1,127,420千円	△1,142,250千円
償還期間が3か月超の債券等	△1,505,599千円	△101,149千円
現金及び現金同等物	4,498,722千円	4,985,036千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	256,004	55.00	平成28年3月31日	平成28年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	269,968	58.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	日本	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,359,978	566,880	682,846	279,724	4,889,429	—	4,889,429
セグメント間の内部売上高 又は振替高	784,841	1,328,133	736	23,184	2,136,895	△2,136,895	—
計	4,144,820	1,895,013	683,583	302,908	7,026,325	△2,136,895	4,889,429
セグメント利益	290,455	190,673	85,026	29,932	596,088	24,927	621,016

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	日本	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	計		
売上高							
外部顧客への売上高	3,617,185	683,454	890,976	327,390	5,519,006	—	5,519,006
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,078,711	1,519,241	5,358	35,854	2,639,166	△2,639,166	—
計	4,695,897	2,202,695	896,334	363,245	8,158,173	△2,639,166	5,519,006
セグメント利益	416,788	252,228	109,857	29,230	808,105	19,588	827,694

(注) 1 セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	79円19銭	154円21銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	368,592	717,765
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	368,592	717,765
普通株式の期中平均株式数(株)	4,654,633	4,654,613

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月10日

天龍製鋸株式会社
取締役会 御中

ときわ監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 岩 田 礼 司 印

代表社員
業務執行社員

公認会計士 河 俣 貴 之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている天龍製鋸株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。